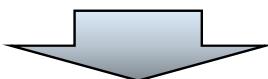


消費者委員会 特定商取引法専門調査会報告書の概要

平成28年1月 消費者委員会事務局

平成20年の特定商取引法改正では、法律の施行後5年を経過した場合において、同法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされていた（附則第8条）。

内閣総理大臣から消費者委員会に対する諮問
(平成27年1月20日)



特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の施行状況を踏まえた購入者等の利益の保護及び特定商取引の適正化を図るための規律の在り方について

○特定商取引法専門調査会の設置及び審議経過

- ・ 特定商取引法専門調査会の設置（平成27年1月）
- ・ 平成27年3月以降、**ヒアリング**の実施を含め、計11回の会議を開催 → **中間整理**を公表（平成27年8月）
→ 中間とりまとめに関する集中的な**意見受付**を実施（平成27年9月）
- ・ 中間整理の後、平成27年10月に審議を再開し、さらに計7回の会議を開催
→ **報告書**を取りまとめ（平成27年12月）

○本報告書の位置付け等

- ・ 本報告書は、上記のとおり諮問を受けて設置された特定商取引法専門調査会における議論を取りまとめ、政府において提言内容の実現に向け最大限の努力を行うことを期待して、**措置すべき具体的な事項を提言**するもの。
- ・ 措置すべき具体的な事項については、
(1) 分野横断的な事項、(2) 個別取引分野に関する事項、(3) 執行に関する事項
に分類した上で、各項目についての【基本的な考え方】と【具体的な事項】をそれぞれ記載。

分野横断的な事項

- 法の規制対象の拡大（「権利」の取扱い）
- **指定権利制を見直し、規制の後追いという問題が解消されるよう、必要な措置が講じられるべき。**

● 勧誘に関する対策

- 法改正による規制強化及び解釈見直しの必要性については、委員間で共通認識が形成されるには至らなかった。
- 以下の各点については現時点において対策を行うべき点として意見が一致。
 - ・ 法執行の強化
 - ・ 自主規制の強化
 - ・ 相談体制等の強化・充実
 - ・ 情報共有・連携の促進
 - ・ 高齢者被害対策の強化
 - ・ 消費者教育の推進

● クレジット契約・金銭借入れ・預貯金の引出しを勧める行為等

- 事業者が消費者に支払いのために**金融機関等に対して虚偽の申告を行うように唆す行為** ⇒ 行政庁による**指示の対象とする**。
- 事業者が消費者を支払いのために**金融機関等に連れて行く行為** ⇒ 消費者の求めに応じて同行する行為等の不適切とはいえない行為を除外した上で、行政庁による**指示の対象とする**。
- **金銭借入れ・預貯金の引出しを勧める行為** ⇒ 事業者からの消費者に対する積極的な関与が認められる場合に対象を限定するなど、営業一般に与える影響を最小限度とする観点から、検討を行うべき。

個別取引分野に関する事項

● 訪問販売に関する事項（アポイントメント・セールスにおける来訪要請手段）

- アポイントメント・セールス等として既に指定されている方法によって来訪させた消費者に対して、**対面で再度来訪を要請し、当初から不意打ち性が連続している状態で来訪した消費者に勧誘等を行う場合** ⇒ アポイントメント・セールスの規制が及ぶようにすべき。
- **SNS・電子広告といった来訪要請手段による不意打ち的な勧誘** ⇒ 対象となる来訪要請手段の外延を明確にしつつ、アポイントメント・セールスの規制が及ぶようにすべき。

● 通信販売に関する事項（ファクシミリ広告への対応、虚偽・誇大広告に関する取消権、通信販売事業者の表示義務、インターネットモール事業者の取扱い）

- **消費者の事前の承諾等を得ることなく、事業者が一方的にファクシミリ広告を送信する行為** ⇒ 行政処分の対象として位置付ける。
- **虚偽・誇大広告に関する取消権の付与** ⇒ 意見の一一致をみなかった。景表法・消契法の状況等も踏まえ、必要に応じて検討。
- **通信販売事業者に義務付けられる表示事項の追加** ⇒ 割賦販売法の改正の進捗を踏まえた後、必要に応じて検討。
- **インターネットモール事業者** ⇒ 直ちに特定商取引法上の特別な義務を課す必要はなく、今後のトラブルの推移等を見ながら別途検討。

● 電話勧誘販売に関する事項（過量販売解除権の導入）

- **電話勧誘販売においていわゆる過量販売に該当する取引** ⇒ 訪問販売と同様に、解除権の導入を行うべき。
「通常必要とされる分量を著しく超える」か否かについては、判断基準に関するガイドラインが整備されることが望まれる。

● 特定継続的役務提供に関する事項（美容医療契約への対応）

- **美容医療契約** ⇒ 特定継続的役務と位置付ける。
「美容の向上を主たる目的として行う医療行為」を規制対象とし、具体的に対象となる役務については列挙していくという基本的な方向性。

● 訪問購入に関する事項（「交換」への対応）

- 事業者が「購入」ではなく**「交換」と主張するような場合であっても、売買契約が成立した後、その支払手段として金券が用いられた場合等** ⇒ 訪問購入の規律が及ぶと考えることが適當。

執行に関する事項

● 行政処分の強化

- 業務停止命令を受けた事業者の役員等が新たに別の法人で同種の事業を行うこと等
⇒ 禁止されるよう必要な法律上の措置を講じることが望まれる。
- 業務停止命令の期間 ⇒ 現在最長で1年となっているところ、悪質事業者をより長期間、市場から排除することができるようとするなど法的措置が講ぜられることを期待。
- 都道府県知事による行政処分の効力を都道府県の区域を越えて及ぼすことの可否
⇒ 都道府県のリソースを積極的に活用することが重要であるとの観点、必要な情報を広域から収集・分析し実行するための体制充実が必要であるとの観点等を踏まえ、さらに検討を進めることが必要。
- 事前参入規制の導入 ⇒ 意見の一一致をみなかった。

● 報告徴収・立入検査等の強化

- 虚偽報告や検査忌避等 ⇒ 罰則の引上げを検討。
行政処分を行うことができるよう必要な措置がなされるべき。
- 立入検査の対象となる「密接関係者」の範囲 ⇒ 広げるため必要な政令改正が行われるべき。

● その他

- 違反事業者の所在地が不明な場合 ⇒ 公示送達による行政処分に関する規定を特定商取引法に整備することが必要。
- 違反事業者のウェブサイトに関する行政庁からプロバイダに対する削除要請 ⇒ 関連事業者等の意見も聞きつつ検討が行われるべき。
- 特定商取引法違反に対する罰則 ⇒ 適切な抑止力が働く水準となるよう、法人重課等、他法の例も踏まえつつ、必要な検討を行わるべき。